

11 廃棄物処理施設の設置手続き等に関する事項

法令で規定される廃棄物処理施設を設置する場合は、知事又は政令市長の許可を受けなければなりません。

また、一部の施設に関しては「北海道循環型社会形成の推進に関する条例（平成20年10月14日条例第90号）」第36条に基づく事業計画書の提出等が必要となる他、法に基づく許可申請書の告示・縦覧等の対象となります。

[解説]

◎ 廃棄物処理施設とは

[令5条及び7条関係]

知事等の設置許可が必要な廃棄物処理施設は以下のとおりです。

産業廃棄物処理施設の種類の種類と規模要件

処理施設名		規 模	備 考		
中 間 産 業 廃 棄 物 施 設	1	汚泥の脱水施設	処理能力 10m ³ /日を超えるもの		
	2	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力 10m ³ /日を超えるもの	
			天日乾燥	処理能力100m ³ /日を超えるもの	
	3	汚泥の焼却施設	処理能力 5m ³ /日を超えるもの、 200kg/時以上のもの又は、 火格子面積2m ² 以上のもの	PCB汚染物等を除く。 * 1、* 2	
	4	廃油の油水分離施設	処理能力 10m ³ /日を超えるもの		
	5	廃油の焼却施設	処理能力 1m ³ /日を超えるもの、 200kg/時以上のもの又は、 火格子面積2m ² 以上のもの	廃PCB等を除く。 * 1、* 2	
	6	廃酸、廃アルカリの中和施設	処理能力 50m ³ /日を超えるもの		
	7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力 5t/日を超えるもの		
	8	廃プラスチック類の焼却施設	処理能力0.1t/日を超えるもの又は 火格子面積2m ² 以上のもの	PCB汚染物等を除く。 * 1、* 2	
	8の2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力 5t/日を超えるもの	* 3	
	9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設	すべてのもの	* 1	
	10	水銀を含む汚泥のばい焼施設	すべてのもの	* 1	
	最 終 処 分 場	10の2	廃水銀等の硫化施設	すべてのもの	* 1、* 2
11		シアン化合物の分解施設	すべてのもの	* 1	
11の2		廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべてのもの	* 1、* 2	
12		廃PCB等の焼却施設	すべてのもの	* 1、* 2	
12の2		廃PCB等の分解施設	すべてのもの	* 1、* 2	
13		PCB汚染物等の洗浄・分離施設	すべてのもの	* 1、* 2	
13の2		産業廃棄物焼却施設 (3, 5, 8, 12以外の焼却施設)	処理能力200kg/時以上のもの又は 火格子面積2m ² 以上のもの	* 1、* 2	
一 般 廃 棄 物		14	イ 遮断型最終処分場	すべてのもの	判定基準を上回る有害な産業廃棄物。* 1、* 2
			ロ 安定型最終処分場	すべてのもの	* 1、* 2、* 4
			ハ 管理型最終処分場	すべてのもの	イ、ロ以外の産業廃棄物 * 1、* 2、* 5
最終処分場		すべてのもの	* 2		
ごみ処理施設(焼却除く)		処理能力 5t/日以上のもの			
焼却施設		処理能力200kg/時以上のもの又は 火格子面積2m ² 以上のもの	* 2		
し尿処理施設		すべてのもの			

* 1 条例第36条に基づく事業計画書の提出が必要な施設。 * 2 許可申請書の告示・縦覧等が行われる施設。

* 3 当分の間、移動式破碎施設を設置しようとする者(事業者に限る。)は、許可不要

	事業者	処分業者
固定式	許可必要	許可必要
移動式	当分の間許可不要	許可必要

* 4 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(自動車等破砕物、廃プリント配線板・鉛蓄電池の電極・鉛製の管・廃ブラウン管等の鉛を含むもの、廃容器包装(有害物質及び有機性の物質が混入、付着するもの)、石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

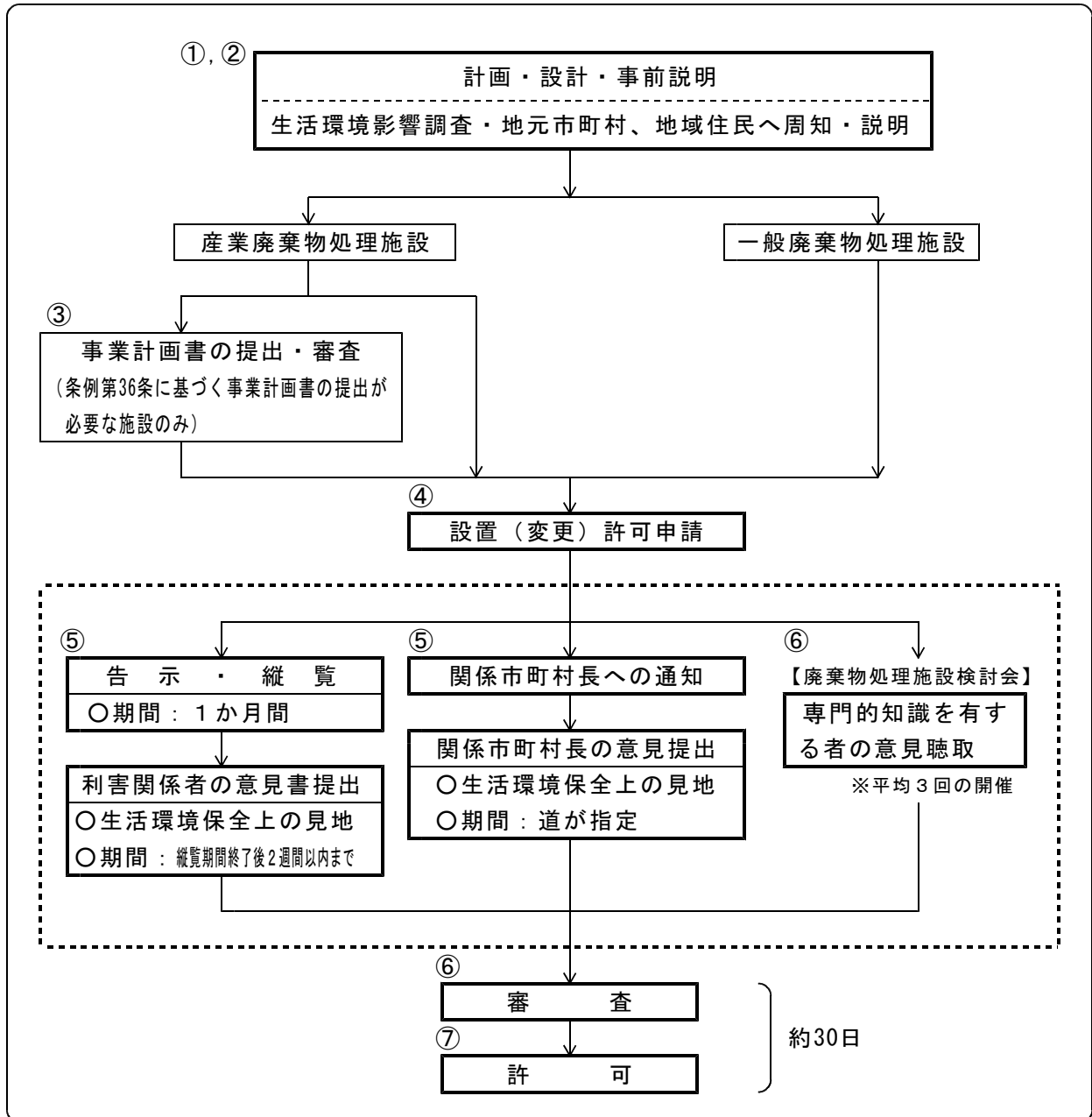
* 5 廃油、廃酸、廃アルカリを除く。

(1) 廃棄物処理施設の設置手続き

[法8条及び15条関係]

廃棄物処理施設を設置するときは、次の手順を参考に手続きを進めてください。

※手順は一例です。地元市町村、地域住民への説明、生活環境影響調査等は、適切な順序で行うこととしてください。



※市町村設置の一般廃棄物処理施設はフローが異なります。
※点線内は、焼却施設及び最終処分場等について必要な手続きです。

- ① 計画 設置を計画、設計したら、事前に地元市町村、地域住民へ施設設置について説明
- ② 準備・説明 生活環境影響調査の実施及び必要書類の作成（すべての施設）、地域住民への計画の周知・説明等を行い、地域住民の理解を得る（条例第36条施設）
- ③ 事業計画書 条例に基づく、事業計画書の提出・内容審査（条例第36条施設）
- ④ 許可申請 P29の資料をそろえ、産業（一般）廃棄物処理施設設置許可申請書を提出
- ⑤ 告示・縦覧等 告示・縦覧、関係市町村長、関係住民（利害関係者）の意見聴取
- ⑥ 審査 技術上の基準の適合性に加え、専門家の意見を聞いて生活環境への適正な配慮を判断
- ⑦ 許可 施設の許可を受けた後は、P30～31の規定の遵守が必要

申請書に記載する事項、添付書類

○申請書記載事項

①申請者の住所・氏名 ②施設設置の場所 ③施設の種類、④処理する産廃の種類 ⑤施設の能力 など

○設置に関する計画

①施設の位置 ②施設の処理方式 ③施設の構造及び設備 ④排ガス、排水の量及び処理方法
⑤排ガスの性状（ばい煙量、ばい煙濃度、ダイオキシン類の濃度）及び放流水の水質その他の生活環境への負荷の数値

○維持管理に関する計画

①排ガスの性状及び放流水の水質等周辺的生活環境保全のために達成する数値、②排ガスの性状及び放流水質の測定頻度、
③その他施設の維持管理に関する事項

○災害防止計画（最終処分場）

○処理残さの処分方法

○埋立処分の計画（最終処分場）

○廃棄物の搬出入の時間、方法

○申請者、役員、出資者等の本籍及び住所

○生活環境影響調査書 ※設置者が不在となった廃棄物処理施設について、新たにその設置者になる者に対しては、不要となる場合があります

①生活環境影響調査項目 ②影響予測のための自然的条件、土地利用その他社会的条件の現況及び把握方法
③生活環境影響調査項目の現況及び把握方法 ④生活環境影響調査項目の変化の程度、範囲及び予測方法
⑤生活環境に影響を及ぼす影響の程度を分析した結果 ⑥生活環境影響調査項目に含めなかった項目及び理由

○設計計算書

○周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（最終処分場）

○処理工程図（中間処理施設）

○付近の見取り図

○施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

○施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

○直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（法人の場合）

○資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（個人の場合）

○定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合）

○住民票の写し（個人の場合）

○法定代理人の住民票の写し（未成年者の場合）

○役員住民票の写し（法人の場合）

○5%以上の株式を有する株主及び5%以上の出資をしている出資者の住民票の写し又は出資法人の登記事項証明書

○使用人（本店又は支店の代表者及び廃棄物に係る契約を締結する権限を有する者）の住民票の写し

○欠格要件に該当しない旨の誓約書

※住民票の写しを添付する場合、成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書も添付

「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づく手続きについて

北海道では、地域の生活環境の保全等に配慮した廃棄物処理施設の設置等をはかることを目的として、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定し、廃棄物処理施設の設置等にあたって、配慮すべき事項及び必要な手続きを定めています。

(1) 配慮すべき事項（主なもの）

- ・水道水源となる原水へ影響を与えるおそれがないこと
- ・文教施設、医療福祉施設等から500m以上離れていること
- ・住宅地から500m以上離れていること
- ・住宅地以外の居住者から500m以上離れていること

（500m以内の居住者から合意が得られている場合はその限りではない。）

(2) 必要な手続き

設置予定者は法に基づく許可申請の前に、事業計画書を作成し、道に提出する必要があります。

事業計画書の提出を受け、道は内容の確認を行い、確認事項の照会及び周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見を書面により発出します。

照会及び意見等を受けた設置予定者は、それらへの対応について、書面で回答してください。

(3) その他

施設の設置に関し、周辺住民又は関係市町村長から生活環境の保全のための協定締結要請があった場合は、応じるよう努めてください。

対象施設の種類（条例第36条）
① 産業廃棄物の最終処分場
② 産業廃棄物の焼却施設
③ 有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設
④ 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
⑤ 廃水銀等の硫化施設
⑥ シアン化合物の分解施設
⑦ 廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の熔融施設
⑧ 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設
⑨ PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄・分離施設

(2) 廃棄物処理施設の諸規定

廃棄物処理施設の設置者は次の規定を遵守しなければなりません。

- ① 構造基準・維持管理基準に従わなければなりません。（P32～34参照）
- ② 技術管理者及び産業廃棄物処理責任者（産業廃棄物処理施設を設置している排出事業者のみ）を設置しなければなりません。（P5参照）
- ③ 使用前検査 [法8条の2及び15条の2関係]
許可を受けた者は、知事の検査を受け、施設が申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ使用できません。
- ④ 処理実績報告
産業廃棄物処理施設を設置している者は、毎年6月30日までに前年度に当該施設で処理を行った産業廃棄物の処理実績（届出により一般廃棄物も処理できるときは一般廃棄物の処理実績）を知事に報告しなければなりません。
ホームページアドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syorijisseki.htm
- ⑤ 変更許可申請 [法9条及び15条の2の6、規則5条の2及び12条の8関係]
主要な設備、処理能力の変更などで軽微な変更とならない次の変更が生じた場合には、変更許可が必要です。
ア 処理能力の10%以上の増大
イ 処理施設の位置及び処理方法に係る変更
ウ 処理施設の種類に応じた設備の変更
 例) 焼却施設の燃焼室、脱水施設の脱水機、最終処分場の遮水層・擁壁・えん堤 等
エ 生活環境への負荷が増大する、ウ以外の設備の変更
 例) 排ガス又は排水の排出方法又は量が増大するとき 等
オ 維持管理計画に関する事項（平成10年6月16日以前の許可施設については適用されません。）
- ⑥ 届出を要する変更 [法9条及び15条の2の6、規則5条の4及び12条の10関係]
焼却処理に伴って生ずる廃棄物の処分方法など、「⑤変更許可申請」に該当しない変更については、知事に届出が必要です。
ア 廃棄物焼却施設～処理に伴い生ずる廃棄物（焼却灰等）の処分方法
イ 産廃の油水分離、廃酸・廃アルカリの中和、シアン分解施設～汚泥等の処分方法
ウ 産業廃棄物（一般廃棄物）最終処分場～埋立処分の計画及び災害防止の計画
エ 産業廃棄物（一般廃棄物）の搬入及び搬出の時間及び方法
オ 着工予定年月日、使用開始年月日
カ 許可を受けた者に係る変更（役員等）
- ⑦ 施設の譲り受け等許可・合併及び分割の認可 [法9条の5、9条の6及び15条の4関係]
許可施設を譲り受け又は借り受けようとする場合は、知事に対して、譲り受け等許可申請を行い、許可を受けることが必要です。また、施設設置者について合併又は分割を行う際には、知事の認可を受けた場合、その者は処理施設の許可を受けた者の地位を承継することになります。
- ⑧ 施設の相続に係る届出 [法9条の7及び15条の4関係]
施設を相続した場合は、相続人は、相続があった日から30日以内に知事に届出が必要です。
- ⑨ 廃止・休止等の届出及び最終処分場の埋立終了の届出 [法9条及び15条の2の6関係]
施設の廃止・休止又は使用の再開をした場合は、知事に届出が必要です。また、埋立終了した場合には30日以内に知事に届出が必要です。最終処分場を廃止する場合は、知事の廃止の確認を受け、廃止する際の基準に適合すると認められた場合に限り、廃止することができます。

⑩ 定期検査の受検について

[法8条の2の2、15条の2の2関係]

最終処分場、焼却施設、PCB処理施設など、廃棄物処理法に基づき告示縦覧を要する種類の施設の設置者は、5年3月ごとに知事等の定期検査の受検が必要です。

⑪ 施設の許可の取り消し又は改善・使用停止命令 [法9条の2、9条の2の2、15条の2の7及び15条の3関係]

施設の構造又は維持管理が基準に適合していないと認められるときは、知事は許可の取り消し又は期限を定めて施設の改善命令若しくは期間を定めて施設の使用の停止を命ずることがあります。

また、欠格要件に該当したときは、知事は許可を取り消します。

⑫ 廃棄物処理施設における事故時の措置

[法21条の2、令24条、規則18条関係]

法に基づく施設設置許可の対象とされている処理施設等で、排水や排ガスの基準超過や火災など、生活環境の保全上の支障を生ずるような事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに、知事に届け出なければなりません。知事は、その応急措置について必要な命令を行うことがあります。

(3) 廃棄物が地下にある土地の形質の変更

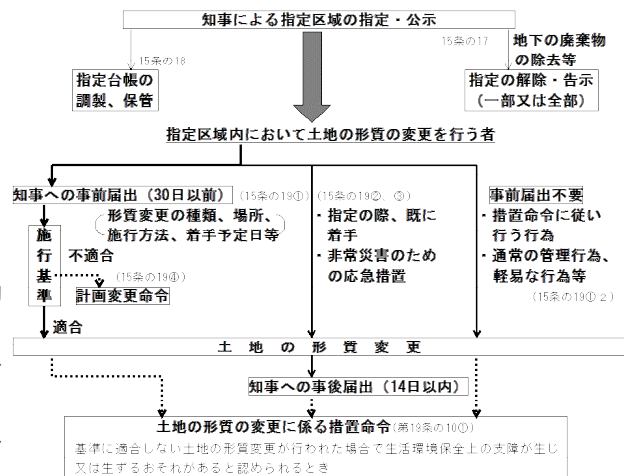
[法15条の17、15条の18、15条の19及び第19条の10関係]

都道府県知事は、最終処分場の跡地など、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域を、指定区域として指定します。

指定される区域

[令13条の2、規則12条の31及び12条の32関係]

- ・ 廃止確認を受けて廃止された一般又は産業廃棄物最終処分場に係る埋立地
- ・ 廃止の届出のあった一般又は産業廃棄物最終処分場に係る埋立地
- ・ 施設の設置届出がされた一般又は産業廃棄物最終処分場に係る埋立地のうち、廃止届制度の施行日（平成4年7月4日）より前に廃止されたもの。
- ・ ミニ処分場又は法規制前処分場に係る埋立地であって、昭和46年9月24日以降に廃止されたもの。
- ・ 法に基づく措置命令又は行政代執行等に基づき封じ込め措置等が講じられた廃棄物埋立地（不法投棄場所等）



(4) 維持管理積立金制度

① 維持管理積立金制度

[法8条の5及び15条の2の4、規則4条の8及び12条の7の6関係]

最終処分場の長期にわたる適正な維持管理を確保するため、安定型産業最終処分場・管理型産業廃棄物最終処分場及び一般廃棄物最終処分場（公共設置を除く）（以下「特定廃棄物最終処分場」という。）の設置者は、埋立終了後に必要な維持管理費用をあらかじめ環境再生保全機構（以下「機構」という。）に積み立てなければなりません。

② 維持管理積立金の手続き

[規則4条の17及び12条の7の15関係]

ア 維持管理に必要な費用の報告

特定廃棄物最終処分場の設置者は、維持管理の内容、維持管理に必要な費用及びその算定基礎等を、毎年度10月31日までに、知事等に報告しなければなりません。

イ 積立額の通知

知事等は12月31日までに特定廃棄物最終処分場の設置者に対し積立金の額を通知し、その通知の額を機構に通知します（機構から設置者に対し積立金を払込む金融機関名の通知があります。）。

ウ 積立金の払込み

設置者は通知された額を翌年2月28日まで指定された金融機関に積み立てなければなりません。

エ 積立金の取戻し

設置者は特定廃棄物最終処分場が埋立終了した後に積立金を取り戻すことができます。